

# 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この要領は、地域の冬期間の安全安心を守るために、地域に密着した持続性のある除排雪体制を確保するため、「大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務受託者を募集する際の手続きについて必要な事項を定める。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）

### (2) 業務内容

「大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務」（以下「本業務」という。）は、大仙市大曲地域西根内小友～藤木角間川地区を主とした車道および歩道のうち、次に掲げる除排雪および道路欠損部簡易補修業務とする。

なお、除排雪業務の実施方法については、「除排雪業務委託共通仕様書（案）」および「当該委託契約書（案）」に従い、道路欠損部簡易補修業務の実施方法については、「道路欠損部簡易補修業務仕様書（案）」を基本とする。

機械除雪業務（車道）	L = 129.073 km
機械除雪業務（歩道）	L = 6.528 km
排雪業務	N = 1 式
道路欠損部簡易補修業務 （車道）（土木一式および舗装補修）	L = 129.073 km（常温合材による舗装補修）
道路欠損部簡易補修業務 （歩道）（土木一式および舗装補修）	L = 6.528 km（常温合材による舗装補修）
業務経費上限額	91,633,630 円（消費税及び地方消費税込）

※ 業務経費上限額に排雪業務および道路欠損部簡易補修業務に関する経費は含まないものとする。

予定履行期間は令和2年11月1日から令和3年3月31日までとする。

## 3. 担当部局

〒014-0063

秋田県大仙市大曲日の出町二丁目8番4号

大仙市 建設部 道路河川課

電話：0187-66-4905

FAX：0187-63-1930

E-mail：douro@city.daisen.lg.jp

#### 4. 参加者に要求される資格要件

提案書を提出する際の参加資格等の要件は、次の各号を全て満たすこととする。

##### 【基本的な提案書応募参加資格要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日大仙市訓令第7-1号）第6条第3項各号に定める者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 公告日直前の令和2年8月10日の時点において、滞納している税等徴収金がないこと。
- (5) 大仙市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条2項に規定する暴力団員または同条1項に規定する暴力団の関係者でないこと。

##### 【具体的な提案参加資格要件】

本業務のプロポーザルは、除排雪業務共同企業体に参加することができる。

参加する除排雪業務共同企業体の構成員は、公告日から参加表明書提出時までの間、前述第4の【基本的な提案書応募参加資格要件】(1)～(5)に掲げる要件の他、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 除排雪業務共同企業体の構成員となる者は大仙市入札参加有資格者名簿（役務の提供のうち除雪業務）に登録していること。
- (2) 除排雪業務共同企業体の代表企業は、大仙市建設業者等等級格付名簿（以下格付名簿という）の一般土木工事A等級又はB等級に登録されていること。
- (3) 除排雪業務共同企業体の構成員となる法人にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
  - 1) 本市内に本店または営業所を有し、過年度に本市が発注した道路除排雪業務を受注し業務実績を有する者。
  - 2) 道路除排雪業務の主たる部分である除排雪を実施するための除雪機械及び人材を確保して本市内に本店または営業所を有する大曲地域C工区内の除排雪事業への新規参入者。
  - 3) 当該地域内において過去2年以上道路法上の道路における除排雪業務の実績を有する者。
- (4) 除排雪業務共同企業体の構成員のうち法人以外の者にあつては、いずれかに該当する者であること。
  - 1) 全ての者が大曲地域内に住所を有し、かつ1年以上居住していること。
  - 2) 大曲地域内において過去2年以上道路法上の道路における除排雪業務の実績を有すること。
- (5) 設計書に示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる者であること。
- (6) 本業務期間中においては、大曲地域内に1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士または2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士のいずれかの資格を保有する管理技術者を1名以上配置できる者であること。（配置できる管理技術者の名簿は、提出書類（様式(大C)1-4「予定管理技術者の資格および実績」）によるものとする。）

- (7) 代表企業および予定管理技術者には、大仙市発注の道路法上の道路における除排雪業務の従事実績があること。
- (8) 構成員のうち道路欠損部簡易補修業務（土木一式）を担当する者は、大仙市の格付名簿（一般土木工事）に登載されていること。または小規模修繕等契約希望者登録名簿の該当工種に登録されていること。
- (9) 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務の改善のために行うモニタリング調査に協力できる者であること。なお、協力依頼内容については調査が必要と判断される時点で提示する。
- (10) その他、市が不適格と認める者でないこと。

#### 【共同企業体要件】

- (1) 結成方法は、自主結成とする。
- (2) 構成員の数は、業務の内容により構成員間で決定する。
- (3) 共同企業体は構成員が工区を持つ分担施工方式（乙型）によるものとし、自らの担当工区業務を一括下請負に付すことを認めない。
- (4) 契約期間中、各構成員は自らの担当工区業務を遂行するために自らの管理下にある除雪機械を1台以上保有するとともに、そのオペレーターを雇用していること。
- (5) 必要な要件を満たす者は、複数地域への参加を表明することができるが、管理技術者およびオペレーターならびに持込機械の重複申請はできない。
- (6) 除排雪業務共同企業体の構成員となる者は大仙市入札参加有資格者名簿（役務の提供のうち除雪業務）に登録していること。

### 5. 参加表明書の提出方法

#### (1) 参加表明書の提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式(大C)1-1）
- ② 参加者の概要（様式(大C)1-2）
- ③ 代表企業の資格および実績（様式(大C)1-3）
- ④ 予定管理技術者の資格および実績（様式(大C)1-4）
- ⑤ 実施体制（様式(大C)1-5）
- ⑥ 共同企業体に関する協定書の写し

#### (2) 参加表明についての質問および回答方法

- ① 質問の方法：質疑事項がある場合は、質問書（様式(大C)3-1）に質問事項および内容を明記し、電子メールにより提出すること。
- ② 質問の受付先：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 質問受付期間：令和2年8月11日（火）から令和2年8月18日（火）まで。  
（土曜日、日曜日および祝日は除く。最終日は午後5時までとする。）
- ④ 回答の方法：令和2年8月19日（水）までに、質問回答書（様式(大C)3-2）を大仙市ホームページ《（<http://www.city.daisen.lg.jp>）または（<https://www.city.daisen.lg.jp/soshiki/kensetsu/dorokasen/>）》に掲載するとともに、同日以降、「3. 担当部局」の場所において配付する。

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限：令和2年8月21日（金）正午まで。
- ② 提出場所：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 提出方法：持参または郵送。（配達証明付に限る。）

6. 技術提案書の提出者の選定

(1) 参加者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための審査は参加表明書の記載内容と参加者に要求される資格要件等を照査のうえ評価し、2名程度を選出するものとする。

ただし、参加者が選定予定者数を大幅に上回らない場合は、全員を技術提案者として選定することがある。評価区分、評価項目、配点は下表のとおりとする。

評価区分	評価項目	配点
提案者の資格と実績および実施体制	・代表企業の大仙市一般土木工事等級 ・全構成員の除排雪業務実績（過去5年間） ・共同企業体の業務実施体制 ・除雪機械オペレーターの除排雪業務実績	25点
配置予定技術者の資格と実績	・管理技術者の所有資格 ・管理技術者の除排雪業務実績	10点

(2) 選定結果の通知

(1)の結果、疑義無く要件を満たす者に対しては、技術提案書の提出要請書を送付する。また、選定されなかった者には、理由を付して通知する。（令和2年8月26日（水）を予定）なお、技術提案書の提出要請書の送付は、電子メールで通知し、後日公文書を郵送する。

(3) 非選定理由の説明について

(2)のうち、選定されなかった者は、大仙市プロポーザル方式等実施要綱の規定に従い非選定理由について説明を求めることができる。

- ① 提出様式：A4縦型自由記載
- ② 提出場所：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 提出方法：「5. (3) ③」に同じ。

7. 技術提案書の提出方法

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書は、次に定めるところにより作成し、以下の部数を提出すること。

正本：1部

副本：1部（ただし、④については正本のみに添付し、副本には添付しないこと。）

- ① 技術提案書「プロポーザル送付書」（様式(大C)2-1)
- ② 技術提案書「本編」（様式(大C)2-2)
  - 1) 原則として5ページ以内とする。
  - 2) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイント以上とする。
  - 3) 業務の実施方針に関する次の内容を簡潔に記載すること。

- ・共同企業体の特徴
  - ・特に重視する業務上の配慮事項
- ③ 特定テーマについて（様式(大C)2-3-1～様式(大C)2-3-3）  
次に示す3項目の特定テーマの内容について記載すること。  
原則として、テーマ毎に2ページ以内とすること。

[1] 特定テーマ1（様式(大C)2-3-1）

住民からの意見・要望対応

除雪について住民からの意見・要望があった場合、共同企業体内での情報共有の方法に加えて、今後の作業に活かす取り組みや、引継ぎ方法について、具体的対策を記載すること。

[2] 特定テーマ2（様式(大C)2-3-2）

発注者との連絡体制および共同企業体内の連絡体制、作業実施確認、緊急時の支援体制の考え方および実施方法

発注者との連絡体制および企業体内の連携・連絡体制の強化を図るための考え方および方法を具体的に記載すること。

[3] 特定テーマ3（様式(大C)2-3-3）

持続的な除排雪体制の構築

長期にわたって技術力の確保された除排雪体制を維持するための考え方および方法を具体的に記載すること。

④ 業務参考見積書（様式(大C)2-4）

業務参考見積書（様式(大C)2-4）には排雪業務および道路欠損部簡易補修業務に関する経費を計上しないこと。なお、発注者より見積内訳を求められた場合、業務参考見積書（様式(大C)2-4）に記載した金額の積算根拠が判る任意の積算書を後日提出すること。

(2) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、次の資料を閲覧することができる。

- ① 閲覧場所：大仙市建設部道路河川課
- ② 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日まで。  
(土曜日、日曜日、祝日は除く。閲覧時間は午前9時から午後5時まで。)
- ③ 閲覧方法：基本的に、閲覧場所での閲覧のみとする。
- ④ 閲覧資料：除排雪対象区間図、除雪機械台帳（市貸与除雪機械）、設計機械担当除雪区間図
- ⑤ その他：技術提案書の提出要請書送付後、機械積算参考内訳等の詳細資料を提供します。

(3) 技術提案書についての質問および回答方法

- ① 質問の方法：質疑事項がある場合は、質問書（様式(大C)3-1）に質問事項および内容を明記し、電子メールにより提出すること。
- ② 質問の受付先：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 質問受付期間：令和2年8月27日（木）から令和2年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。最終日は午後5時までとする。）
- ④ 回答の方法：令和2年9月9日（水）に技術提案書の提出要請者全員に対して電子メールで回答する。

(4) 技術提案書の提出

- ① 提出期限：令和2年9月11日（金）午後5時まで。
- ② 提出場所：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 提出方法：「5. (3) ③」に同じ。

8. ヒアリング

(1) ヒアリングの予定日

プロポーザル選定委員会においてヒアリングが必要と判断した場合、詳細な時間、場所、順番等を技術提案書の提出後に通知する。

予定日：令和2年9月29日（火）

(2) ヒアリング内容

- ① ヒアリングには配置予定の管理技術者および担当技術者並びに企業体事務担当者等の合計3名以内の出席とし、いずれかが質疑応答する。
- ② 各提案者の持ち時間は15分以内とし、質疑応答を基本とする。

9. 技術提案書の特定

(1) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための審査は、参加表明書、技術提案書の内容を踏まえ、必要に応じて技術提案書に対する内容確認（ヒアリング）を実施し、プロポーザル選定委員会において総合的な評価により行う。

評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価区分	評価項目	配点
提案者の資格と実績および実施体制	・代表企業の大仙市一般土木工事等級 ・全構成員の除排雪業務実績（過去5年間） ・共同企業体の業務実施体制 ・除雪機械オペレーターの除排雪業務実績	25点
配置予定技術者の資格と実績	・管理技術者の所有資格 ・管理技術者の除排雪業務実績	10点
提案者の特徴と配慮事項	・共同企業体の特徴 ・特に重視する業務上の配慮事項	10点
特定テーマ1	・住民からの意見・要望対応	20点
特定テーマ2	・発注者との連絡体制および共同企業体内の連絡体制、作業実施確認、緊急時の支援体制の考え方および実施方法	20点
特定テーマ3	・持続的な除排雪体制の構築	15点

(2) 特定結果の通知

選定委員会の審査に基づき、特定者および次点者を決定し、特定した技術提案書の提出者に対しては、書面により通知を行う。また、特定されなかった者（次点者を含む）には理由を付けて通知する。（令和2年10月6日（火）を予定）

(3) 非特定理由の説明について

(2)のうち、特定されなかった者は、大仙市プロポーザル方式等実施要綱の規定

に従い非特定理由について説明を求めることができる。

- ① 提出様式：A 4 縦型自由記載
- ② 提出場所：「3. 担当部局」に同じ。
- ③ 提出方法：「5. (3) ③」に同じ。

#### 10. 契約の締結方法

- (1) 本プロポーザルは、当該業務の委託者を特定することを目的としており、委託者が特定され次第、業務内容について特定者と協議の上、必要な仕様および契約条項を作成し、契約を締結するものとする。なお、特定者との協議が整わない場合は、次順位者との協議を行うことができる。
- (2) 契約金額は、業務参考見積書（様式(大C) 2-4）の総価とせず、市の積算単価とする。
- (3) 契約時における契約保証金は、免除とする。
- (4) 排雪業務に関する経費は、実績による精算とする。

#### 11. 業務実施上の条件

- (1) 本業務の主たる業務を再委託してはならない。
- (2) 参加表明書および技術提案書に記載した配置技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

#### 12. 参加表明書または技術提案書の無効

参加表明書または技術提案書が、次の条件の一つ以上に該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 様式および本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

#### 13. その他の事項

- (1) 参加表明書および技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書および技術提案書は、技術提案書の提出者の選定および技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (5) 提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替え、および再提出は認めない。
- (6) その他
  - ① 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、参加表明者になることはできない。
  - ② 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行うことがある。

- ③ 提出された書類は、選定および特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- ④ 提出された参加表明書および特定した技術提案書は返却しない。
- ⑤ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく無断で公表および使用することはできない。